

令和8年度において境港市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務（以下「測量等業務」という。）の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその審査申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

令和7年（2025年）12月5日

境港市長 伊達憲太郎

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合的に勘案して行った審査の結果に基づき、別表に定める業務の種類に応じた資格とする。

- （1）審査基準日（申請日をいう。以下同じ。）の直前の営業年度（以下「直前1年」という。）における測量等業務の契約実績高
- （2）審査基準日における測量等業務に従事する有資格者の数
- （3）審査基準日までの測量等業務の営業年数

2 入札参加資格のない者

次に掲げるものは、その希望する業務の入札参加資格を有しない。

- （1）地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- （2）3に規定する資格審査の申請手続に係る申請書又は添付書類の中の重要な事項について虚偽の記載をした者又は重要な事実について記載をしなかった者
- （3）測量業務の入札参加資格を希望する者にあっては、測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による測量業者としての登録を受けていない者
- （4）測量業務の入札参加資格を希望する営業所（本社（個人事業者の場合にあっては代表者）又は契約権限等を委任した営業所）に測量士がいない者
- （5）建築関係建設コンサルト業務の入札参加資格を希望する者にあっては、本社（個人事業者の場合にあっては代表者）又は契約権限等を委任した営業所において、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による建築士事務所の登録を受けていない者
- （6）国税（「消費税及び地方消費税」及び「法人税又は所得税」）及び市税等（市税、下水道使用料、道路占用料や保育料など境港市に納付すべきもの）に未納がある者

※本社（個人事業者の場合にあっては代表者）、契約権限等を委任した営業所を対象とする。

- （7）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者、理事等、個人にあっては当該個人）が、境港市暴力団排除条例（平

成23年境港市条例第14号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

3 申請手続

(1) 申請方法

境港市入札参加資格電子申請システムで行うこと。

(2) に掲げる添付書類は境港市入札参加資格電子申請システム上で提出すること。

建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)、地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)又は補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)の定めるところにより登録を受けたものにあっては、(2)に掲げる書類のうち、イ、ウ及びケの書類については、建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程、又は補償コンサルタント登録規程の定めるところにより国土交通大臣に提出した直前1年の現況報告書の写しをもって代えることができるものとする。

(2) 添付書類

ア 登録証明書等

※測量法第55条第1項の規定による測量業者としての登録、建築士法第23条第1項の規定による建築士事務所の登録、建設コンサルタント登録、司法書士法(昭和25年法律第197号)に基づく登録、地質調査業者登録規程に基づく登録(以下「地質調査業者登録」という。)、計量法(平成4年法律第51号)に基づく登録、補償コンサルタント登録又は土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)に基づく登録を受けている場合にあっては、その登録の証明書の写し、測量業務を希望される場合、「別表第十二(第十四条関係)添付書類(ホ)(測量法第55条の3第4号)」と「別表第十二(第十四条関係)添付書類(ト)(測量法第55条の3第6号)」の写し

- イ 技術者経歴書(様式第1号)
- ウ 測量等業務実績調書(様式第2号)
- エ 委任状(様式第3号)
- オ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書
- カ 使用印鑑届(様式第4号)

※印鑑証明又は印鑑登録証明書のない印鑑を使用する場合に限る。

- キ 市税等同意書、承諾書及び誓約書(様式第5号)
- ク 役員等調書兼照会同意書(様式第6号)
- ケ 財務諸表等

※法人にあっては、直前1年の賃借対照表、損益計算書、個人にあっては、これらに類する書類。

- コ 法人にあっては、登記簿謄本又は登記事項証明書の原本又は写し、個人にあっては、住民票の抄本の原本又は写し(申請日前3月以内に発行されたものに限る。)
- サ 国税及び地方税に未納がないことを証する次に掲げる納税証明書(申請日前3月以内に発行されたものに限る。以下同じ。)

(a) 法人にあっては、法人税、消費税及び地方消費税（延滞金及び加算金を含む。以下同じ。）に係るもの（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28条）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

(b) 個人にあっては、所得税、消費税及び地方消費税に係るもの（第9号書式その3の2）

(3) (1) のアからイまで、エからカまで、クの書類の記載事項に変更が生じた場合は、その変更事由の生じた日（登記等の手続きが必要な場合は手続き完了の日）から1か月以内に境港市入札参加資格電子申請システムで変更申請を行うこと。

4 申請受付期間

令和7年12月15日（月）から令和8年1月23日（金）までとする。

5 更生会社又は再生会社の入札参加資格

令和7年9月1日以後に会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の決定が行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の決定が行われた者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日を審査基準日として入札参加資格を付与するものとする。この場合において、その者に既に入札参加資格が付与されているときは、入札参加資格の再認定を申し出なければならない。

6 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果は、境港市のホームページにおいて掲示する。

7 入札参加資格の有効期間

(1) 入札参加資格を付与された日から令和9年3月31日までとする。ただし、次期の入札参加資格者が決定されるまでの間は、引き続きその効力を有するものとする。

(2) 入札参加資格を付与された者が、2に規定する要件のいずれかに該当することになった場合は、市長がその事実を確認した日の前日に資格の一部又は全部を失する。

8 問合せ先

〒684-8501 境港市上道町3000番地

境港市建設部管理課維持管理係（電話：0859-47-1076）

別表

測量業務	建築関係 建設コンサルタント業務			土木関係建設コンサルタント業務	地質調査業務	補償関係コンサルタント業務		
	工事監理							
	工事監理（建築）			工事監理（電気・機械）				